

四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）

一 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改正案	現行
<p>（取得による企業結合が行われた場合の注記）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 四半期貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われた四半期会計期間においては、当該確定した旨並びに第一項第五号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければならない。ただし、第一項ただし書の規定により注記を省略している場合は、注記することを要しない。</p> <p>4 前項に掲げる暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。</p>	<p>（取得による企業結合が行われた場合の注記）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 四半期貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な処理の確定に伴い、当四半期会計期間において第一項第五号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の金額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。</p> <p>（新設）</p>